

(設問1)

33/35

1. 本件取消訴訟において、本件事業認定の違法を主張しおとしていいる。しかし、本件取消訴訟は、~~本審本~~本件権利取得判決という処分取消の問題であり、これにより本件事業認定の処分を取消することではないこと、本件事業認定の違法を主張できるか。

違法性の争点 key word

(2) この点、処分の公定力(取消訴訟の排他的管轄)及び不可争力に反する本件取消訴訟にて本件事業認定の違法を争うのは、以上、原則として認められない。

(3) しかしながら、先ず行処分の違法性が後発処分(本件)の違法性に承継する場合は、つまり、①先行処分と後発処分の目的に一体性が認められる。

② (a) 先行処分が下った段階でこれについて争うための法的保障がない場合、あるいは、(b) 法的保障があっても、先行処分を争うが困難である場合には、国民の保護の観点から、先行処分の違法性を後発処分として争うことが認められる。

2. (1) ①について、事業認定の目的は、公益の利益とする関連事業のなやに土地を収用し、又は使用する者について、その資格を与えることにある(又は16条)。

(2) そして、権利取得判決(以下「判決」)の目的は、事業認定をとり消すことに限り、土地の収用・使用を認めることにある(又は39条1項)。~~また~~、また、

事業認定は判決の前段とあり、事業認定は判決により土地の収用をうける資格を得るためのもので、とり消す土地の収用をうけることを最終の目的にしている。よって、先行処分である事業認定と、後発処分である判決とは目的の一体性がある。

3. (2) (a) について、又は15条の14により、C市が事業認定をとり消す段階で、C市は、~~本件~~ 起訴を認める本件土地の所有者Aが権利関係にある。

第

問

（第 問）

1 看」に示す として、争いの目的・内容を A に説明するに付して来た。これによ
2 A は 本件訴訟について知り2人。
3
4 (2) また、本件では、法26第1項に基づいて、A が起すやに於いては、
5 が、B 母がそれに対し 意見を述べている。
6
7 (3) 加えて、起すや A が所在する C 市では、訴訟の申立てを公衆の場
8 所で行う義務がある。これによ A は本件訴訟を知り2人。（法26第2第2項）
9
10 (4) さらに、起すや C 市は、土地所有者 A のような権利者に対し、
11 いて、人に知らぬままに必要措置を講じなければならぬ（法29第1項）
12 ~~法29第1項~~。この際、C 市は A と任意で買収の協議を（ある）ことは決意
13 したものの、協議が 成らないことにより、A は既に訴訟の存在を知っている。
14 (5) 以上によ A は、本件訴訟を知り2人 争いの機会を有し
15 いた。
16
17 4. (1) ②(4) について、A と C 市は、本件訴訟を起すやからといって、
18 必ずしも 収用裁決が 成ることは ~~必ずしも~~、限らず、よて 訴訟に
19 ついて争う可能に付するといえる。
20
21 (2) ①(4) について、上述の如く、本件訴訟を起すやについて
22 A に知る機会があること、また、即ち A と C 市は任意で買収につき
23 協議しており、~~この~~ 協議が 成らない場合は、C 市が 収用裁決を申請
するに付して、訴訟の取扱いを争えた、と主張する。
24
25 (3) (1) (2) (3) (4) 取消訴訟の出訴期間 は 6ヶ月であること
（特許法44第1項） 収用裁決の申請の期間は、訴訟のなて A は
H28. 6. 1 から、H29. 6. 1 の 1年間あり。（法39第1項） A と
C 市は、出訴期間である H28. 6. 1 から ~~H28~~ H29. 2. 1 までの間 17

ては、C市との任意買収の交渉が交渉不能となり得る（とある）。
 Aは、C市と任意買収を交渉する可能性がある以上、本件事実認定を争うことはできない。
 5. おて、建設中の水処理施設を、Aは、本件認定の建設を主張している。

(設問2) (1) 3/20 争点(?) AはBにC??

第 問

① C市に対し、どのような訴訟を提起できるか
 1. (1) 争点として、本件建設が無効であることは、AはB市に対し、
 無効を提起することなく、無効を主張している。

2. (1) 争点、C市が本件工場についてのC市の所有権を登記した
 存在を登記の誤りと、実質的当事者訴訟（争点訴訟 4号2段）として
 提起することを要する。

(2) しかしながら、実質的当事者訴訟は、「公法上の」関係関係に関する
 登記の誤りと対象となるが、収用裁決定は、あくまでも収用を求めた
 私人の所有権関係を定めるものから見て、本件工場の所有
 権は、公法上の関係、収用裁決定の収用関係にあるもので、この
 誤りは「不効を要する」。

3. (1) 争点として、公法上の関係、つまり、本件工場に
 のC市の所有権不効を登記の誤りの民事訴訟を提起すること
 と考慮する。

(2) なお、当該訴訟の提起要件に、本件工場の所有権の
 帰属が確定している。AとC市間の収用関係を争うべきである。

第 問

1. 被告が被告の権利を侵害するに訴える利益 ありと主張

57. 民事訴訟は適法である

2. 無効確認訴訟の適法性

主張する

1. 原告には、ABC市に対して民事訴訟を提起すること

目的を達成する以上、無効確認訴訟の訴訟要件をみた
ないと主張する。 裁判所を狭く捉えるに、

2. しか、一般に、国民の権利保護の観点から、訴訟法36条

「当該処分… であるもの」の中は、民事訴訟の言えと

解する

3. 以上、ABC無効確認訴訟を提起することからして、

(23) 1

(設問2) 4 29/35

1. (1) 事実認定は、事実認定が本質の「適正」且つ「合理的な利用」

に等しい場合に認められること(法20条3号)。その要件は

(29) 2

一般的でない

(2) 加えて、事実の認定は、公益の利益となる事柄について認められ

1号、20条4号)、それには政策的判断、専門的判断を要する

(25) 1/2

(3) したがって、事実認定に従って収用裁量から私人の所有者

が受ける重要な権利利益にかかわるものであり、~~また~~ 事実認定の要

(23) 1

件充足の有無は、一般的に判断される

4. 以上、法20条3号は「要件充足」と規定している

2. (1) 要件充足が認められる場合、当該裁量に逸脱、適用が

(26) 5

第 問

1 大抵、当該処分は違法である(4行所見30分)。
2
3 ② ~~裁量の濫用~~適用は、処分の判断過程において、屬手處不尽
4 過大評価があるとは、裁量が衣念面念上裁量しきり過ぎて
5 とい、~~裁量の濫用~~裁量の濫用適用が認められ、
6
7 3. (1) 事件において、事案認まされて考慮すべきのは、「道路新
8 7-7の形成」、「通行者の安全確保」、「地域の防災性の向上」
9 の3点であり、これに比して、事件収用により「失われる利益」はノル
10 としてある。
11 ② ①に、「失われる利益」として、まず、環境の悪化があげられる。
12 判断過程において、B市は人口変動がH1からH2 / 目付的にも
13 にかけて1割しか減少してはいないにもかかわらず、H1と比してH2の
14 交通量から3分の1に減少していると見て、C市のH2期目の交通
15 の減少がB市を基準で新素材建材としている。よって、適切な交
16 通量についての資料を欠いた結果として、交通量増えによる環境の悪化
17 考慮し尽くされていない。
18 (3) ①、事件工場の環境は良好であり、珍しい生物の生息環境
19 が学校の授業に利用されているなど、公益的価値を有する以上、
20 その保護について検討しなければならないにもかかわらず、事件工場の自然
21 環境に影響を与えないというルールを採るからについて、考慮されて
22 いない。
23 (4) 加えて、道路工場のため、事件工場の排水の影響が懸念
てられており、排水の使用を防止しているものがあるから、排水の公
益的価値が認められる。加えてこれにB市は、事件工場の排水の

（第 問）

1 浮てか 2m 程度であり、地下水への影響は少ないと見る。しかし、
2 浮て 2m 程度 ~~で~~ 掘削で井戸が枯れたことがあり、
3 道路の掘削工事によって工場の地下水への影響が考えられて
4 いる。

5 (5) おて、B 氏は事件の認定について考慮せずに、受ける利益」の
6 考慮を全くしていない

7 4. (1) 他方で、B 氏は、土壌収用にあっても受ける利益として、
8 「道路ネットワークの必要性」を挙げている。

9 (2) しかしながら、平成 22 年 7 月 15 日判決で、当該土地の
10 買主 3 分の 1 に減額 ~~あり~~、という以上、道路ネットワークの必要性は
11 大である。

12 (3) 加えて、道路ネットワークは、即ち、交通事業の増大を招く
13 ものである。これは、良好な居住環境を破壊するものであるから、
14 「道路ネットワーク」は、即ち、~~国~~ 国に不利なものである。

15 (4) この点 B 氏の判断には「道路ネットワーク」に対する過失評価
16 が認められる。

17 5. 以上の 26 条 33 の「公正」「合理的な利用」の必要の判断
18 基準 ~~は~~ 程において、考慮すべきは過失評価が認められること、
19 26 条 33 の要件を考慮して、違法である、
20 事件の認定は

21 以上。